

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 商工振興課
委託業務番号	令和5年度 長商第100号
委託業務名称	長浜市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	<p>本業務は、世界情勢等を背景に、エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている長浜市内に事業所を有する中小企業・個人事業者等の事業継続を後押しするための支援金を支給するにあたり、申請受付、審査、支給決定、問い合わせ対応等の業務を委託することで、迅速かつ的確に支援金を支給することを目的とする。</p> <p>【業務概要】</p> <p>(1) 事業周知の実施 (2) 問い合わせ等への対応 (3) 電子申請サポート (4) 申請受付、内容確認 (5) 支援金支給業務 (6) 受付状況等の報告 (7) 受付データの出力、管理、書類等の保管 (8) 市への書類送付 (9) 事業実施報告書の作成(紙ベースで3部、電子データでも提出) (10) その他、支援金支給事務のうち、市が指示することへの対応</p>
履行期間	令和5年7月3日 から 令和5年12月31日
契約年月日	令和5年7月3日
契約額(税込)	200,500,000円 【内訳】事務費:8,000,000円 支援金:192,500,000円(不課税)
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市高田町12番34号</p> <p>[商号又は名称] 一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会</p>
契約相手方の選定理由	<p>一般社団法人長浜ビジネスサポート協議会は、長浜商工会議所及び長浜市商工会の会員事業者をはじめ、これらの団体に属さない市内事業者とも幅広い関わりを持ち、長浜の事業者の創業支援や成長支援及びバックオフィス機能を有して下支えをするなど、総合的な支援等を行っている唯一の団体である。また、昨年度、長浜市新時代開拓支援事業補助金受付審査等業務を受託し業務に係るノウハウを持ち、適正かつ安定した運営体制の構築が可能であることから、同社と随意契約を締結する。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借)</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>